

平成 29 年度  
国の施策並びに予算に関する提案・要望  
(教育関連)

平成 28 年 7 月

大 阪 府

日頃から、大阪府教育行政の推進につきまして、格別のご高配とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、大阪府では、平成**25**年**3**月、大阪の教育の**10**年の羅針盤となる「大阪府教育振興基本計画」を策定いたしました。また、基本計画で位置づけた「**10**の基本方針」の下、基本計画の計画期間（平成**25**年度～**34**年度）のうち、前半5年間で実施すべき具体的な取組みについて整理した「事業計画」を取りまとめ、大阪の教育の充実に取り組んでいるところです。また、今年度から、新たに教育行政を一元化して「教育庁」とし、公立私立間の交流や情報共有等を進め、大阪の教育力のさらなる向上に努めています。

本府における様々な教育課題を踏まえ、児童・生徒、保護者及び地域住民のニーズに的確に対応した教育施策を推進するためには、国・広域自治体・基礎自治体の役割分担を徹底し、それぞれが責任を果たしながら、地域の実情にあった施策を展開できるように協調して取り組むことが必要です。

平成**29**年度の国家予算編成にあたりましては、国の責任における教育施策の充実・強化をより一層図るとともに、本府の財政状況や課題解決に向けた取組みについて十分ご理解いただき、提案・要望事項の実現のため、格別のご配慮をいただきますようお願い申し上げます。

大阪府知事      **松 井 一 郎**

# 目 次

- 1 . 豊かな心と健やかな体の育成【 2 】【 3 】・・・・・・・・・・ 1 ~ 2**
  - (1) 人権教育の推進
  - (2) チームとしての学校指導体制支援の推進
  - (3) 文化等に関する教育の推進
  - (4) 携帯電話・インターネット上の有害情報対策の充実
  - (5) 学校給食の充実
  
- 2 . 幼児教育の充実【 5 】・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2**

私学助成を受ける幼稚園教諭にかかる処遇改善
  
- 3 . 特別なニーズに対応した教育の推進【 6 】・・・・・・・・・・ 3 ~ 4**
  - (1) 支援を必要とする幼児・児童・生徒の教育環境の充実
  - (2) 日本語指導が必要な帰国・渡日児童生徒支援施策の充実
  
- 4 . グローバル人材育成に向けた取組の強化【 16 】・・・・・・・・・・ 5**

英語教育の充実
  
- 5 . 教育費負担の軽減に向けた経済的支援【 17 】・・・・・・・・・・ 5**
  - (1) 就学援助制度の充実
  - (2) 奨学施策の充実
  
- 6 . 学習や社会生活に困難を有する者への  
学習機会の提供など教育支援【 18 】・・・・・・・・・・ 6**

生活困窮家庭を中心とした学習支援施策の充実
  
- 7 . 学校における児童生徒等の安全の確保【 19 】・・・・・・・・・・ 6**

学校等における安全管理体制の充実
  
- 8 . 良好で質の高い学びを実現する教育環境の整備【 25 】・・・・・・・・ 6 ~ 7**
  - (1) I C T環境の整備
  - (2) 学校図書館の充実

※各項目の【 】数字は、第2期教育振興基本計画における基本施策

# 1. 豊かな心と健やかな体の育成

## (1) 人権教育の推進

すべての人々の人権が尊重され、平和で豊かな社会を実現することは、国と地方公共団体共通の責務であることから、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」及び「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、地域の実情に応じて、地方公共団体に取り組む人権問題の解決に向けた教育に関する施策に必要な財源措置を講じられたい。

## (2) チームとしての学校指導体制支援の推進

府内小・中学校におけるいじめ対策は喫緊の課題であり、また、暴力行為の発生千人率は全国の2倍以上の傾向が継続している状況にある。さらに、不登校児童・生徒数の千人率についても、平成25年度より、それまでの横ばい傾向から増加に転じており、厳しい状況にある。

このような状況を踏まえ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置など、学校が多様な専門性や経験を持った人材と連携・協力しながら、チームとして、いじめ、暴力行為及び不登校等生徒指導上の課題に対応できるよう、必要な財源措置を講じられたい。

(※スクールカウンセラー等の専門スタッフの配置に係る財源措置については、平成28年6月最重点提案・要望において要望済み)

## (3) 文化等に関する教育の推進

ア 世界文化遺産は、人類共有の遺産であることから、ユネスコへの推薦書案の作成などの地元自治体が行う世界遺産登録のための事業に対し財源措置を講じるなど、世界遺産暫定一覧表掲載国内資産の世界遺産登録を推進されたい。

また、世界遺産登録のために必要となる資産候補の公有化にあたっては、国史跡の公有化制度における助成の拡充を図られたい。

イ 国指定文化財の保存修理や防災施設の設置、耐震診断・耐震補強事業等に係る補助基準の改善により所有者の負担軽減を図るなど、文化財を次代に良好に継承し、広く活用を図ることができるよう財源措置の充実を図られたい。

ウ 埋蔵文化財の発掘調査等をより円滑に実施できるよう、補助基準の改善及び対象範囲の拡大など、制度の充実とこれに伴う財源措置の充実を図られたい。

#### (4) 携帯電話・インターネット上の有害情報対策の充実

近年、スマートフォンやインターネットの普及に伴い、誹謗中傷等の書き込みによるいじめやネットへの画像の流出、有害情報へのアクセスにより、児童・生徒が事件や事故に巻き込まれるケースが急増している。

このような状況を踏まえ、法改正により通信関係団体等に対するフィルタリング義務の規制対象範囲を拡大するとともに、児童・生徒及び保護者がインターネット利用に関する理解を深めるための普及啓発活動の一層の推進など、児童・生徒が有害情報に触れる機会を減少させるために必要な措置を講じられたい。

#### (5) 学校給食の充実

学校給食の充実に対応できるよう、学校及び共同調理場の給食施設整備に対して十分な財源措置を図られたい。

## 2. 幼児教育の充実

#### 私学助成を受ける幼稚園教諭にかかる処遇改善

保育士や幼稚園教諭の賃金が全産業平均に比べ低額であるなかで、待機児童解消を一層進めていくためには、処遇改善によって保育サービスを支える人材を確保することが喫緊の課題となっている。このような課題に対応するため、国においては、待機児童解消対策として、保育所や認定こども園の教職員の人材確保につながるよう、処遇改善が図られようとしている。

一方、大阪府における私学助成を受ける幼稚園は、その約95%が預かり保育を実施しており、保育所や認定こども園と同様、待機児童解消対策において大きな役割を果たしている。

については、私学助成を受ける幼稚園においても、待機児童解消対策として人材を確保できるよう、人件費や職員配置につながる処遇改善のための私学助成の拡充を図られたい。

### 3 . 特別なニーズに対応した教育の推進

#### (1) 支援を必要とする幼児・児童・生徒の教育環境の充実

障がいのある幼児・児童・生徒のニーズの多様化等を踏まえ、インクルーシブ教育システムの構築に向けた教育環境の充実は、喫緊の課題であることから、以下の措置を講じられたい。

ア 就学先決定時における保護者の意見を最大限に尊重した就学相談・支援の充実を図る観点から、小・中学校等においても介助や訓練、医療的ケア等に対応するための多様な人材や専門家の配置が必要となっており、市町村が介助職員や看護師等を雇用するための財源措置を講じられたい。

あわせて、小・中学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒数が年々増加していることから、障がいの状況に応じたきめ細やかな指導・支援の充実を図るため、特別支援学級編制基準を改善されたい。  
(※看護師等の専門スタッフの配置に係る財源措置については、

平成 28 年 6 月最重点提案・要望において要望済み)

イ 従来の学校教育法第 81 条に規定する小・中・義務教育学校特別支援学級の対象であった児童・生徒に加え、通常の学級に在籍する LD (学習障がい)、ADHD (注意欠如・多動性障がい)、高機能自閉症等の発達障がいのある児童・生徒への対応が求められており、指導充実のための人的措置を図られたい。

さらに、発達障がいのある児童・生徒が通級による指導の対象となっていることから、通級指導教室の増設置が可能となるよう教員配置を措置されたい。

ウ 「介護サービスの基盤強化のための介護保健法等の一部を改正する法律」等を受け、平成 24 年 4 月から法の下で医療的ケアが実施されることとなり、一定の研修を受けた教員が、特定の児童・生徒に対し、特定行為について医療的ケアを実施することが可能となったため、看護師が教員の研修における指導や評価を行うことになり、これまで以上に看護師の果たす役割が大きくなった。

あわせて、自立活動、職業教育等の専門的技能を有する学校外の人材についても、定数での専門家の配置が重要であることから、看護

師、P T（理学療法士）、O T（作業療法士）、S T（言語聴覚士）等の専門職種を標準法定数で新たに配置できるよう制度改正されたい。

また、特別支援学校において、小・中学校等に在籍する児童・生徒の教育について助言または援助し、地域の特別支援教育体制の確立に向けた取組みを積極的に支援するため、その核となる特別支援教育コーディネーターについても、標準法定数で新たに配置できるよう制度改正されたい。

エ 特別支援学校の教室数の不足等に対応するため、学習環境の改善を図る改修工事等に対する補助制度の改善と、必要な財源措置を講じられたい。

また、特別支援学校に係る通学用スクールバスについて、その運行実態に見合った適切な財源措置を講じられたい。

オ 自立支援推進校をはじめ、高等学校で学ぶ障がいのある生徒の教育環境について、必要となる施設設備の改修や人的配置など適切な財源措置を講じられたい。

また、高等学校及び中等教育学校後期課程における特別支援学級設置について、学校教育法施行規則や公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律などの法的整備を行い、必要な財源措置を講じられたい。

## (2) 日本語指導が必要な帰国・渡日児童生徒支援施策の充実

大阪府では日本語指導が必要な帰国・渡日児童生徒が増加傾向にあり、平成 27 年度には、2,000 人を超え、母語数は 36 言語にのぼっている。

サバイバル日本語（日常の生活に必要な日本語）の獲得や学習言語の定着、進路指導等、日本語指導が必要な帰国・渡日児童生徒の支援における課題や、保護者が子どもや学校等との日本語によるコミュニケーションが十分にとれないという問題も生起している。

このようなことから、日本語指導ができる支援員または通訳者の派遣事業等に係る補助を行う「帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業」など、日本語指導が必要な帰国・渡日児童生徒やその家庭の支援に関する施策に必要な財源措置を講じられたい。

## 4. グローバル人材育成に向けた取組の強化

### 英語教育の充実

国は、初等中等教育段階からグローバル化に対応した教育環境づくりを進めるため、小学校における英語教育の拡充強化、中・高等学校における英語教育の高度化など、英語教育の抜本的充実に向け、改革を進めている。

このような状況に対応し、地方自治体がそれぞれの特色を活かした英語教育を実践し、子どもたちが国際社会で通用する英語力やコミュニケーション力を身に付けるためには、小・中・高等学校における英語教育の充実が必要であることから、小・中・高等学校教員に対する指導方法等の研修や外部人材の活用促進など、英語教育の推進に係る施策に必要な財源措置を講じられたい。

## 5. 教育費負担の軽減に向けた経済的支援

### (1) 就学援助制度の充実

教育の機会均等の精神に基づき、すべての児童・生徒が義務教育を円滑に受けることができるように配慮し、実施されている就学援助制度について、市町村において必要な援助を行えるよう、十分な財源措置を図られたい。

また、その対象が学齢児童・生徒の保護者に限られていることから、本制度に中学校夜間学級生徒及び学齢期を超えた帰国・渡日生徒が対象となるよう拡大されたい。

### (2) 奨学施策の充実

独立行政法人日本学生支援機構が実施する第一種（無利子）奨学金の予約採用者数は、平成 17～21 年度の間は、全国で約 3 万 3 千人であったが、採用枠の拡大を要望し続けた結果、平成 22 年度以降は拡大し、平成 28 年度では約 11 万 5 千人が採用されている。しかし、採用率は全国で 70.6% であり、無利子貸与を受給する資格があるにも関わらず、申請した生徒のうち約 3 割が希望の第一種奨学金を受けることができない実態がある。

よって、無利子貸与の貸付枠のより一層の拡大、第一種奨学金に適用されている所得連動返還型奨学金制度の第二種奨学金への適用拡大や、給付型奨学金の創設など制度の充実、改善を図られたい。

## 6 . 学習や社会生活に困難を有する者への学習機会の提供など教育支援

### 生活困窮家庭を中心とした学習支援施策の充実

この間の国調査により、家庭所得等の経済的背景と子どもの学力に高い相関関係が見られるという結果が示されている。

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、教育の機会均等を図ることは極めて重要である。

このような課題の改善に向け、学校という場を介した生活困窮家庭の子どもへの支援として、就学援助率の高い学校の児童・生徒に対する学習支援に必要な財源措置を講じられたい。

## 7 . 学校における児童生徒等の安全の確保

### 学校等における安全管理体制の充実

近年、学校への不審者の侵入や登下校時の交通事故など、児童・生徒の安全・安心な学校生活が脅かされる事件が後を絶たない状況にあることから、学校や通学路における安全を確保するための人的措置や防犯関連機器・設備の設置など、様々な安全確保対策に必要な財源措置を講じられたい。

特に、学校・家庭・地域の連携協力推進事業における地域ぐるみの学校安全体制の整備に係る財源措置を継続されたい。

また、特別支援学校に係る警備員等の配置並びに防犯関連機器及び設備の設置等に対し、必要な財源措置を講じられたい。

## 8 . 良好で質の高い学びを実現する教育環境の整備

### (1) ICT環境の整備

児童・生徒の情報活用能力の育成に向け、平成 29 年度までの「教育の IT 化に向けた環境整備 4 か年計画」の後継計画を策定されるとともに、今後のデジタル教科書の活用等の方向性も見据え、学校が ICT を効果的に活用した教育を推進できるよう、ICT 環境整備に必要な財源措置の拡充を講じられたい。

## (2) 学校図書館の充実

学校図書館の充実・活性化のため、司書教諭を専任化できるよう定数措置を進められたい。

あわせて、学校図書館における専門人材の配置について、一層の拡充を図られたい。